

後奈良天皇：論説

著者	武藤, 虎太
雑誌名	龍南會雜誌
巻	37
ページ	8-20
発行年	1895-06-07
URL	http://hdl.handle.net/2298/4579

て、討死を究め覺悟したるこゝろばせ、天晴なる勇將かなと御感淺からざりしぞ。
同書に又曰く

木村重成事、夏陣五月始より食事進まざりしかば、重成妻女是を憂て申けるは、此度は落城近き
にありと聞ゆれば、御食事のすまざるやと案じけるに、重成聞て全く左にわらず、往昔後三年
の戦に、瓜割四郎是廣といふ者、天性憶病にして朝の食事咽喉を下らずして、敵陣にて首の骨を
射切られしに、其疵の口より食物出て、諸人に恥をさらしけるとなり。我も首を敵に取られ、死骸
の臟腑見苦しからぬ心懸にて、食事を慎むと答へたり。

重成が功業は、傳ふべきほどのものもなければ、此末期の嗜み至れるが爲めに、其の芳名は千歳
の後にも朽ちず。大坂陣の頃は、家康の齡はいとふけたり。然るに此老翁の懷中、常に伽羅を絶たざ
りし由、舊記に見ゆ。合戦の前日には、月代をそり首を洗へなどいふも、當時心懸淺からぬ武士の戒
めと聞く。

後奈良天皇

在大學 武藤 虎 太

一世を擧て滔々たる激流奔波の中に在り、強は弱を併せ、長は少を凌ぎ、群雄方隅に割據し、雲蒸龍
變機の乘すべき有れば則動き、勢起つべければ手に唾して興り、虎視眈々互に尺寸の地を争ふ、譬へ
ば嬰兒の暗中に闘ふが如く、喧怒騷擾、甲僵れ乙起り、朝廷の威令更に行はれず、亦焉を謂は所る義戦
と稱すべきもの有らんや。是時に當り空拳を振て逆流に溯り、狂瀾を翻へし、天日を既に墜んとする

に支へんと欲す、蓋し亦難い哉。然りと雖ども、上に聰明睿智允文允武の君主を得るか、下に雄才大略不世出の偉人を出すか、先者有らずんば後者何を以て興らんや。吾れ史を繙て 後奈良天皇の事に至り、未だ嘗て胸中多少の感無き能はざるなり。

抑も 清和天皇幼冲の御身を以て即位し玉ひしより、藤原氏は攝關の位を世々にし、專横至らざる無く、官吏の任免より、殺生予奪の權を恣にし、時に或は廢立を謀らんと欲するに至る。而して當時攝關大臣より、諸國北面の武士豪族下鵠の輩に至る迄、競ふて庄園を事とし、恣に私領を營み、後三條帝の如きは睿邁の資を以て、記録所を置き庄公の文書を召し、多く停廢せられしも、不幸にして早夭し玉ひ、武門武士弓馬の家は、益々其家勢を養ひ、白河鳥羽の御世より新開の墾田愈多く、國司の知る所は僅に天下百分の一に過ぎず。斯くて奈良平安の朝より以來は、四海波を擧げざる數百年、藤氏遊惰の風潮は、花晨月夕絲歌管絃の宴に溢れ、一旦平族一躍して、太政大臣となるも、亦藤氏の貳舞に陥り、榮華の夢未だ濃かならざるに、絶海の孤嶋流竄の遺藁伊豆の一隅に岫屈し、幾も無くして白幟徧く關の東西に翻へり、而して赤幟は空しく西海に沈み、斯に鎌倉幕府代て立ち、一たび兵馬の大權を攘みしより、北條九代歴世業を受け、陪臣の身を以て敢て朝命を掌ること百三十年。是に於て後醍醐天皇赫然として震怒し玉ひ、楠木、新田、菊池等の臣僚と共に中興の業を奏し玉ひしも、前門僅に狼を拒で、後門已に虎を進め、足利尊氏敢て叛逆を企て、遂に室町幕府の基業を開けり、是より世々其威を恣にし、三管領兩探題、殆ど天下の事を執掌し、應仁以降に至ては天下鼎の沸くが如く、而して朝廷は空しく虚器を擁して、纔に廟堂の上に屏息し、苟且偷安務めて一時の恬熙を取るのみ、積衰積弱、是に至て極まる、物極まれば必ず變ず、其變に處して、其機を制す吾れ之を 後奈良天皇に見る、天

皇は實に王室式微の極に處して而して又王室再造の萌芽を養ひ玉へり、而も從來史家深く思を天皇に留めざるは何ぞや、今天皇の御事蹟を考察し奉るに先ち、當時天下の大勢と、王室の經濟とを一觀し、而して天皇の如何なる境遇に處して、如何に萬機を裁し玉ひしかを論せん、

第一 列國の大勢

當時列國の大勢錯雜紛糾、殆ど條分縷折に苦む、然れども先づ其梗概を擧れば、中國九州に於て、大内氏は周防長門筑前三四國の守護職を兼ね、大友嶋津三氏は九州を分領し、安藝に毛利氏あり、筑後に少貳氏あり、共に大友氏に隸屬して大内等と拮抗す、關東の命令は佐竹氏の一族、下總の足利詮氏を奉じて之を行ひ、而して足利義明上總に在り、里見の一類之を奉じて房總を管す、上杉氏は越後を合して共に四家、各雄を争ひ、其間今川武田北條等の諸豪族、基列星羅、各方隅に割據し、爪を躪き牙を鳴らし、攻城野戰惟れ日も足らず、若夫れ北陸奥羽に至ては、上杉定實越中越後佐渡を號令し、長尾爲景總務を督す、奥州には伊達の一族從來其素を養ひしが、今や將に驥足を伸べんとし、鹿を中原に争ふの準備怠り無し、之に次て葦名相馬等の諸族、奥羽各地に根據を占め、互に尺寸の封土を争ふ、是時に當て善く王室に歸順し、朝命を奉行するものは、纔に幾内の諸侯のみ、其他但馬の山名、播磨の赤松、村上、阿波讃岐の葛西、近江の六角朽木、伊勢の北畠奈良、若狭の武田、越前の朝倉等常に金幣を獻す、其餘丹波美濃能登等にも僅に王室を尊奉するもの有れども、蓋し亦微々たるのみ、當時列國の大勢、概略斯の如く、隙を觀機を察し、疾風一たび起れば、旗を奉て、起ち馬に鞭て馳せ、腥風血雨慘憺たる修羅場を演出せんとするの勢あり、

第二 王室の經濟

嗚呼當時王室の經濟吾れ豈に之を言に忍びんや徒らに血涙の滂沱たるのみ是時に當り帝室の御料地は、丹波の山國莊を始めとし、備前播磨美濃等、僅に彈丸馱子の地のみ、山國莊には特に代官を派遣せられたるも、實際賦税を納るゝ迄は、再三再四の督促を経て、而も十分の一をも貢せず、然れども是れ實に其正税なり、其他勅願寺、香衣等の勅許あれば、報酬を獻納するの例なれども、其額寡少言ふに足らず、謹で 帝の宸記を拜讀するに、嘗て丹後の龍一寺に勅願寺の格を與へ給ひしに、僅々錢五百疋を獻せり、故に 帝も『輕微之至比興々々』と特書し玉へり、其他或は單冊古今集等の宸筆を請ふて金幣を獻納し、或は諸侯の入朝するや、時節に水土の方物を獻ず、凡そ是等は王室の歲入にして、御倉役人之が會計を主る、是に於て乎 後柏原天皇崩御し玉ひしも、久しく葬る能はず、蓋し天子に三大禮あり、踐祚、葬禮、諒闇是なり、而して其費用は式毎に幕府より獻納したりしも、當時幕府も亦義滿以來、華奢の後を承け、且は天下亂麻の如く、貢賦入らざるに由り、大に疲弊を極め、果ては徳政屢ば行はれて人民安き思を爲さず而して將軍の膳羞の如きも僅に厩人の財を借て之を辨じ、加之北條武田朝倉の如き、調課を蒙ると雖ども、遷延日を移し、朝廷の經常費も亦諸侯の獻金を質として、之を商賈に借れる勢なるを以て、俄に調度を整ふるを得ず、後六月幕府諸侯を督して、僅に二萬疋を獻ず、是に於て纔に殯喪の禮を營むを得たり、而して天皇踐祚の禮は、天文五年に至りて之を行ひ玉ふ、其間實に十年の久しきに及ぶ、亦た已に甚しからずや、

列國の大勢彼が如く、王室の經濟亦斯の如し、而して 天皇の其間に處し玉ふ所は果して如何、今綱を分て之を述ぶべし、

一、政治

官位名爵は聖天子の掌握する所、群卿百僚の功過行能を考定し、以て忠烈を勸奨し、玉ふ所以の器なり、朝廷是に由て尊く、群臣是に由て忠勤惰らず、是時に當り爵位濫授、武臣驕梁、廟堂の上徒らに空名を擁するのミ、天皇叡邁の資を以て、夙に斯風を矯正せんと欲し、王室經濟の困難なるにも鬪せず、賄賂を以て官爵を請ふものは、斷して之を與へ玉はず、大内義弘嘗て錢萬疋を以て、太宰大貳に任せられんと乞ふ、帝之を拒み金幣を却け玉ふ、宸記内大臣九條種通、嘗て左大臣たらんと請ふ、時に近衛種家左大臣たり、將軍義晴、種通の請を妨ぐ、帝内勅を下し九條家の請を聽さる、然れども群臣幕府の威を恐れ、勅を罷めんと乞ふ、聽されず、遂に種通を左大臣に任じ、氏の長者となし、隨身兵伏を賜ひ、牛車宮門に出入するを許さる、義晴聞て大に驚き、使を馳せて勅を止めんことを乞ひ、又宣下の儀式、參列者を途に擁し、命を用ひざれば罰すべしと脅嚇せしも、帝は斷然決行し玉へり、

左中辨烏丸光廣も、亦嘗て幕府に由て位階を進められんことを請ふ、將軍之を奏上す、主上聽されず、三條西公條等公卿皆曰く、幕府の情願に背かば、恐らくは其怒に觸れんと、之を勸むる甚だ切なり、主上已を得ず之を許さる、由て幕府に勅して曰く、今回は實に是非に關らず其請を許せり、爾來公卿の爲に決して斯る事を奏請する勿れと、又土佐國守一條冬房、伏見宮に頼りて近衛大將たらんとを乞ふ甚だ切なり、主上聽さず、冬房乃ち錢萬疋を獻納して再び之を請ふ、主上震怒して曰く、請ふ所聽かれず、而して金幣を獻するは、是れ朕を侮慢するなりとて却下し玉ふ、伏見宮強るを得ずして退く、然れども冬房に對し、面目無しとて情願已ます、主上も今は爲ん方無く、之を許し玉ひしも、金幣は遂に受けられざりしなり、宸記

斯の如く、帝は名器を吝み玉ひしも、其王家に功勞あるものは、輒ち之を賞し玉へり、織田信秀屢

は神社宮殿の營繕費を献す、乃ち參河守に任じ、又古今集等を賜はる、北條氏綱亦嘗て卽位費を献じ、死後に至り其建立に係る早雲寺を以て、勅願寺に列せられしが如き、又大内義隆外國と貿易し、珍器玩好を得て献納せるを以て、從二位に叙し玉ふ、大内義隆記が如き實に特例に係る、

萬里小路季房は山國莊の代官なり、幕府其驕傲にして人民を虐するを訴ふ、帝輒く容さず、而して幕府の請益切なり、乃ち已を得ず人民と對決せしむ人民言ふ所理あり、然れども實は幕府之を教唆せるなり、帝大に其專横を憤り玉ふ、宸記抑も近江粟津の魚商は、天智帝の御世より、御厨子所の供御人たり、花園帝の正和年中、更に内侍所日吉神社の御用を勤むることとなり、他の課税を免せられ、魚類雜貨を販ぐ、關白鷹司忠冬、幕命と稱し税を課す、魚商服せず内藏頭山科言繼に訴ふ、事朝廷に聞す、命じて收税を能めしむ、關白聽かず、遂に財賄を奪ふ、主上震怒、直に其官を奪ひ、代るに左大臣一條房通を以てせらる、而して忠冬課税尙止まず、主上の怒益甚しく、命じて幕府より下せる證狀を召さる、忠冬上らずして曰く、既に幕命を以て課税す、朝命に服する能はずと、主上已を得ず幕府に命を制せしむ、事纔に止む、言繼卿記

凡そ帝の事を處する概ね斯の如く、儼乎として萬民の師表となり、正理公道の在る所、眼中既に幕府無し、又焉ぞ所謂公卿なるもの有んや、抑も名を吝むは政道の急務に非るが如きも、名正ふして其實擧る、故に曰く必也正名乎と、主上の是等の擧錯ありて朝廷の大權、遂に九鼎大呂より重し、

二、經濟

貨財、錢穀は國政機關の消長、億兆蒼生盛衰の係る所、最も邦家の急務なり、當時王室の經濟、大略前に述べたるが如し、然れども帝は名器の濫授を防ぎ玉ひしより、王家の歳入は益減少し、享祿二年

に至るも、即位の式を擧げ玉ふを得ず、而して幕府も亦両細川の乱を受け、大に財賄に苦む、帝乃ち二條關白尹房、三條實隆に命じ、宸翰を諸國に齎らし、内裏營繕費等を獻せしむ、三條實隆日記然れども其得る所甚だ寡く、遂に宸翰を販て、纔に 主上の供物調度を奉ずるに至る、高野山の僧宿雅の如き、其周旋の勞を慰め特に寺務檢校に任じ玉ふ、高野春秋 密宗年表○加之當時武人驕傲、或は禁裏の御料を奪ひ、其存するもの亦税を納れず、時に近臣を派して 僅に五七十石の米、三五十貫の金を得れば、珠玉を待たる念を爲し玉ひ、時には庶民紫宸殿に詣り、單冊に金幣を添へ、御簾に狭み、數日を経て宸翰を領すること有りしと云ふ、是れ今日 帝の宸翰を拜觀する多き所以なるか、若夫れ公卿に至ては俸祿給せず、僅少の采邑に由て一家數口を糊す、其采邑無きものに至ては、或は藥劑を配して之を販ぎ、或は今川大内畠山等、諸州武士の食客と爲るもの頗る多く、先帝の大葬儀の禮有るや、時恰も七月、炎熱熾くが如し、而して冬服を襲ふて之に會するに至れり、嗚呼萬乘の尊を以て、庶民の爲に親筆を揮ひ、以て供御に充て玉ひ、皇室の藩屏にして、下て武人に寄食するに至る、當時の幕府武人果して何の心を、千載の下實に悲憤慷慨に堪へざるなり、噫、

三、版 築

聖王國を建るや、方位を正し、國野を經し、官職を設け爲め、以て庶民を牧す、蓋し廟堂は政令の出る所、皇居は 至尊の御する所、最も鄭重を加へざる可らず、周に三朝五門の制あるが如き、以て見るべきなり、是時に當り、皇居は久しく經營せず、宮室毀れ、墻垣墜ち、三條大橋よりは能く内侍所の燈火を認むべく、紫宸殿の前、左近櫻、右近橘の在る所、商賈露店を張るに至れり、遺老物語殊に天文四年の始め、大風起て日華門僮る、是に於て 帝は日華門、紫宸殿、小御所、常御所等の修理を營まんと欲し

玉ひしも、財賄給せず、天文十一年に至り、幕府に勅し内裏修繕の費用を諸侯に課し玉ふ、然れども多
くは命を奉せず、僅に近江の六角、若狹の武田、能登の畠山のみ命を奉せしも、金幣は則獻せず、宮室
益破れて雨露を凌ぐ能はず、主上大に怒り、再び幕府を促し、且つ之を謹めて曰く、幕府事有れば往
々國役を課す、而して内裏營繕の事を命すれば、言を左右に托して依々従はず、何ぞ其れ亡狀なる、宜
しく國役を課して速に其功を竣るべしと、言繼卿記 明年に至り更に織田信秀に勅して、宮室を營ま
しむ、信秀乃ち平手政秀を京師に遣はし、錢四千貫を獻す、多門院日記略是に於て明年十月、西唐門以
南悉く之を修め、又記録所を修め、新に正廳を營む、蓋し記録所は、後三條帝の嘗て大政を親らし、
中興の政を行ひ玉ひし所、亦以て聖意の在る所を想見すべし、然れども禁裏の修營未だ竣らず、明年
又肥後の阿蘇大宮司惟豊に勅して、其費を獻せしめ玉ひしも、翌年に至り尙ほ納めず、言繼卿記○阿蘇
文書○阿蘇家傳
天文十七年、更に日光山の僧徒及び結城政勝に勅して、費用を獻せしめらる、言繼卿記○結城系圖弘治三年に至

り、三條西公條費用を獻す、乃ち常御所の傍に小宮を建て、又新に黒戸の御所を建てらる、嗚呼、帝は
常に、皇居營繕の御意切なりしも、天下紛乱、武人事理を知らず、宮車晏駕するに至るまで、遂に其意
を達し玉はざりしは、豈に亦千載の遺憾にあらずや、然れども幸に織田信長勤王の志篤く、永祿十一
年上洛して入朝せし以來、禁裏の御造營に着手せり、主上の遺志是に至て少しく酬ゆと謂ふべし、唯
惜むらくは、帝の治世中に、其事を見ざりしを、

顧ふに、帝は嘗に宮室御造營の意切なりしのみならず、宗廟社稷を重んじ玉ふの念、亦深かりし、伊
勢太神宮は二十一年毎に改築するの例なりしも、當時其制行はれず、永正の末年、假殿に遷宮ありし
も、神殿は天文八年に至るも尙未だ竣らず、而して假殿も亦破損す、外宮の禰宜連署して奏聞す、然れ

ども朝廷の困難彼が如し、乃ち幕府に勅して、假殿を營ましめんと欲し玉ひしも、幕府も亦命を奉ずる能はず、彌宜遂に私費を以て之を營みしも、會ま神殿鳴動し、祠官恐惶措く所を知らず、遂に又た奏聞す、己を得ず奉幣使を派して神慮を伺はんとせしも、奉幣使の費用は、例一萬一千疋にして、容易に勅使を立る能はず、其後幕府千五百疋を獻せしを以て、纔に其儀式を終り、而して營繕は尙未だ成らず、是に於て内宮は六角定頼に頼り、外宮は織田信秀に頼りて、共に纔に假殿を營むを得たり、然れども遷宮の式は尙擧る能はず、明年會ま日向の伊東より、禁裏御造營費七千疋を獻せしを以て、之を充て用られ、又祠官より伊勢の國中に、關所を有する豪族に託し、十日間の關稅を獻納せしめ、纔に遷宮の儀式を擧行し玉ふ、嗚呼當時六十餘州、能く大義名分を解し、尊王敬神の道を知るもの、僅に一人の織田信秀あるのみ、異日信長起りて、織田氏の業を恢宏したるもの、良に以あるなり、

四、 教 學

百難前に當り、萬艱後を擁し、禦侮折衝の際に當り、尙雍容閑雅、夷然として胸中閑日月を蓄へ、文藻教學を措き玉はず、主上の天資睿邁に渡らせ玉ふや、驚くべきものあり、帝は夙に宸記の著あり、御製の詩多く續本朝通鑑に見ゆ、抑も本邦鎌倉以來、干戈相闕き、戰亂相踵き、武人講學の暇無く、而して碩學鴻儒亦少し、纔に僧都の少く學に志すものあるのみ、是故に、帝は月舟和尚を召して侍講と爲し、大に文學を奨勵し玉ふ、是より金澤文庫、足利學校等大に起る、是れ關東武骨の地、尙謙信信玄等の詩歌を見る所以なるか、其他、帝は神祇權大副吉田兼右に勅して、日本書紀を進講せしめ、或は五條宣賢に勅して、中庸を講せしめ、言繼卿記又或る時は圓滿寺の僧を召して、無量壽經を進講せしめ玉ひしことあり、言繼卿記 延寶傳燈 而して且つ、帝は最も御能筆に渡らせられ、三條實隆十三回忌の法會

には、親しく實隆の作に係る

六十餘年皆昨非、迦梨喜得換朝衣、一身林下已知足、何向君王求弊幃、
くる髪のおかぬことなし今はみのおはり乱れぬ願ひはかりそ

詩歌各一首を書して、畫像の前に掲げしめ玉へり、言繼卿記而して連歌俳諧の學、上木活版の術等、
實に是の時代に始まる、亦以て教學の普かりしを知るに足らむ、且つ夫れ帝の辭世の御詩に曰く

三十年來朝市塵、扁月歸去五湖春、平生慚愧無功業、合對白鷗終此身、
又寄橋雜と云題にて

名はかりはなからの橋と殘る世に我身ふりぬるたくひもそなき
と詠じ又寄苔雜と云題にて

くち殘る苔の埋れ木あはれ又いつをしのみ草と生けむ

と詠じ玉へり感慨の狀歴々見るべし又 帝の何曾百首の如き如何に 帝の機智に富み玉へるかを見
るに足る今左に數例を示す

竹の中の雨

藪雨(流鏑馬)

海の道十里に足らず

濱九里(蛤)

なせに酔ふた

椎茸

田舎の人の聲

鉛

篠かき別けて鹿や臥すらん

サシ傘

金の柱に綱つけて綱をば引かて柱をぞ引く 針

戀には心も言もなし

絲

五、賓 禮

禮は天の經にして萬事貫かざる無し、凡そ治教刑政禮に非れば行はれず、故に周禮に五禮あり、祭に三祀あり、以て家邦を經す、本邦夙に三大式より、祭祀喪祀に至るまで、皆其制有りしも、王制衰へて禮樂興らず、而して治教刑政亦振はず、主上夙に茲に意あり、國家貧弱に際しても、尙禮節を興さんとし、先帝の葬禮等は主として之を行ひ玉ひ、又母后勸修寺氏の崩御あるや、帝は悲痛慘怛措く能はず、内府の空乏なるに關らず、遂に能く調度を整へ、葬儀の禮を畢り、且つ會ま 主上即位の令を仰せ出され、百般の備準備減く整ひ、公卿も亦其舉行を勧め奉りしも、帝は斷して明年に延期の令を下し玉ひ、宸 記翌天文五年二月、遂に内侍所の、唐櫃の緘縻を新調し、一社奉幣を差して、伊勢神宮へ特に即位の事を告げ、廿六日紫宸殿に於て、即位の禮を擧げ玉ふ、宮中の諸門は、山科七卿の人民來り衛り、木澤長政市街を守護す、是に於て、積年の經營、遂に大禮を終る、其他朝廷には、年々觀雪の宴あり、天文元年十一月、會ま雪降る、然れども御用度少く、其宴遂に行ひ玉ふを得ず、或は内侍所の神樂も亦行ふを得ず、且つ節會も施行する能はず、山科言繼、嘗て王室の式微を嘆し、咏じて曰く、

迎へ見る宿の松竹色ふかみ時を違へぬ色もむつまじ

二水記の作者、之を註して詩の隱有楚長の意を寓せりと云ふ、其有様斯の如し、然れども大喪朝賀の禮の如きは、幾多の困難あるも、尙之を行ひ玉へり、抑も大永以來は、元日朝賀の禮も、費用空乏なるが爲め之を廢せしも、享祿三年には、尙は小朝拜を再興し、終て節會を行ひ玉ふ、公事根源 禮儀類典亦以て禮典を重んじ玉ひしを知るべし、

六、性行

主上天性慈仁、其儼然たる威儀の中、自ら風采藹然、聖君の徳を行ひ玉へり、母後の崩せらるゝや、悲痛慘怛措く能はず、爲に即位禮延期の勅を出さる、當時若狹の御領地より金二千疋を獻ず、主上の弟尊鎮親王、門院の御用に供すと稱し、其千二百疋を取れり、主上其多きに過るを以て、一旦は頗る喜び玉はざりしも、母後の喪に居、且つ兄弟骨肉の親なるを以て、之を與へ玉へり、宸記亦以て親ら孝悌の徳を行ひ玉ひしを知るべし、其他三條實隆の薨するや、其二朝の元老、邦家の柱石なるを以て、特に三日朝を廢し、自ら請進を行ひ玉ひしが如き、又其十三回忌辰には、親ら實隆詠する所の詩歌各一章を書して、菩提寺に給へるが如き、其大臣を優遇し玉へる、自らはれ天性然らしむる所、聖恩惟れ深く、聖徳惟れ高し、千載の下、臣子をして風手を想見し措く能はざらしむ

弘治三年四月以降、帝少しく不豫なりしが、是年九月五日、遂に晏駕し玉ふ、鳳壽六十一、皇年代私記諡して 後奈良と云ふは、帝常に復興の御志篤かりしを以て、奈良の都、平城帝の盛時を想見して、擬し奉れるなり、十一月廿二日、泉涌寺に葬り、御遺骸は伏水の三昧院、及び法華堂に深く瘞め奉

る、御湯殿上記○康
雄記○讀史愚抄

嗚呼 帝は 皇室陵夷、武門專權の世に出で、夙に 王室の復興を以て期し、大權の掌握、宗廟宮室の營繕等より、武人の權を抑へ、往古の禮を興し、文學を振ひ、教化を勧め、滔々たる積衰積弱の運を挽回して、王室再興の基を起し玉ひ、是より織田豊臣徳川等興りて、遂に天朝の興隆を謀るに至れり、抑も我邦 王朝以降、中興の君、初に 後三條帝あり、中ごろ 後醍醐帝あり、最後に 後奈良帝あり、明治今日維新の大業、蓋し必ず由る所無んば有らざるなり、顧ふに從來史家徒らに稗史雜説を株守し

て、眞正の事實を闡發するを知らず、叡邁の君主をして、空しく湮沒顯れざらしむ、慨くに堪ゆべけんや、今纔に 帝の御事蹟一斑を述べ、聊か以て正史の參考に供すと云爾、

眞理及眞理の發見

高月頼章

(哲學家に望む)

余は元來哲學家の研究の範圍に立入りて、かれこれと人生的問題を理論がましく説き去るは好まざれど、嘗て讀書靜思の折りに、心に浮び出でしことを草紙の端に物しつるをば、徒然なるまゝにかき蒐めければ、人の笑ふも顧みず、亂雜なる思想もて之を總合し、かてゞくだらぬ筆もてかきまゐるしつ、讀まん人、願くは遠慮なく批評の鞭を加へ、證悟の教を垂れ給へ。

第一 人間の目的と眞理

心意の解

人間の心は、これを分てば智情意の三ともなり、本性と氣質の性との二ともなるべけれど、之を總合して考ふれば、靈妙不思議なる一種の勢力(Energy)なり。あらゆる宇宙的現象を感受し、如何なる社會的運動にも馴致し、又は此等の事實を調和し、破壊し、總合し、分離し得る一種の能力(Capacity)なり。換言すれば、人間の思想は、特別なる天然の事情と人爲的制限を加へざる以上は、生れながら自由なるものにして、天は人間の善を感知するを喜べど、さりとて惡を識得するを拒むを得ず。天は人間の已を、完全に發育するを賞すれど、さりとて人間の已を、滅亡府に誘引するを止むること能はざるなり。特に心理學者約瑟奚般のいへる如く、心意は種々なる目的に従つて、種々に發動するよりして、

心意の本
體及作用